

山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業（以下「レンタル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 町長は、貸出しを行うベビー用品（以下「貸出品」という。）の種類、利用者及び利用に係る費用の決定を除き、事業の一部を民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 レンタル事業を利用することができる者は、町内に住所を有する乳児の保護者又は祖父母とする。

2 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める者

(貸出品の種類)

第4条 貸出品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ベビーベッド
- (2) ベビーバス

(利用の範囲)

第5条 レンタル事業の利用の範囲は、町内とする。

(貸出の期間)

第6条 貸出期間は、出生予定日の1か月前からとし、終期については、次の各号のとおりとする。

- (1) ベビーベッド 貸出日から12か月又は、乳児が満1歳となる日までのうち、いずれか早い日
- (2) ベビーバス 貸出日から3か月又は、乳児が生後3か月に達する日までのうち、いずれか早い日

2 前項で規定する貸出期間は、緊急時においては、この限りでない。

(貸出台数及び回数)

第7条 前条各号に掲げるベビー用品は、乳児1名につきそれぞれ1台とする。

(費用)

第8条 レンタル事業における費用は無料とする。

(利用の方法)

第9条 レンタル事業により貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業利用申請書（様式第1号）に母子手帳の写しを付して町長に提出しなければならない。

2 レンタル事業の申請は、利用する予定日の3か月前からできるものとする。

(利用の承認及び登録)

第10条 町長は、前条に規定する利用申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、承認するときは、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業利用者台帳（様式第3号）に登録し、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業委託承認通知書（様式第4号）により、事業者へ通知するものとする。

(利用の不承認)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 事業実施の管理上において、支障があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項により利用を承認しないときは、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業利用不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第12条 第10条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出品を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (2) 貸出品の形状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) 貸出品を紛失し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに報告し指示に従うこと。
- (4) その他町長が必要と認める事項。

(利用承認の解除)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出品の利用承認を解除し、利用期間内であっても利用者に返却を命ずることができる。この場合において、利用承認を解除された者は、速やかに貸出品を返却しなければならない。

- (1) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 利用者が町外へ転出したとき。
- (4) その他貸出品の利用に関し、町長が指示した事項に従わないとき。

2 前条各号により前項の利用承認の解除を行ったときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長はやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額又は免除することができる。

(返却)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに貸出品を返却

し、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業返却届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 貸出品の貸出期間が終了したとき。
- (2) 町外へ転出するとき。
- (3) その他貸出品を必要としなくなったとき。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合は、山元町はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業回収依頼書（様式第7号）により事業者へ通知するものとし、事業者は、この通知を受けたときは、速やかに回収を行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。